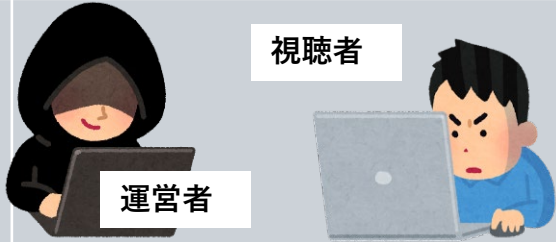


諸外国における著作権侵害の国外犯処罰について (主要国調査概要)

令和6年7月10日
文化庁

複雑かつグローバル化する海賊版サイト対策

移行ではなく、併存している

海賊版サイト対策	日本	海外
対策1.0 【日本】リーチサイト、ファスト映画 等	 視聴者 運営者	
対策2.0 【中国】MioMio、漫画BANK、B9GOOD 【ベトナム】出版海賊版サイト 【ブラジル】Anitube	 視聴者	 運営者
対策3.0 【中南米】アニメ海賊版サイト		 運営者 視聴者
対策4.0 ISD（不正ストリーミング視聴機器）、トレントサイト	 発信者	 視聴者 視聴者

インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト

(令和4年6月1日)

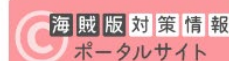
権利者等が権利行使する上で役立つノウハウ等をわかりやすく発信

－掲載内容－

- ・著作権の基本と海賊版
- ・初めての「削除要請」ガイドブック
- ・著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック
- ・教材
- ・よくあるご質問
- ・相談窓口

(令和4年8月30日設置)

ポータルサイト
QRコード



01 著作権の
基本と海賊版

02 初めての「削除要請」
ガイドブック

03 著作権侵害（海賊版）対策
ハンドブック

よくある
ご質問

相談窓口



ページURL

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>



よくあるご質問



外国において、外国人が、日本人が著作権を有する著作物（漫画、映画、音楽等）をインターネット上の日本向けサイトにアップロードし、日本国内のユーザーに対し著作物の送信が行われた場合において、日本の著作権法に基づいて刑事処罰をすることは可能でしょうか。



日本法の刑事罰の適用については属地主義が原則です（刑法1条1項）。従って、ご質問のような事案について「日本国内において罪を犯した」と言えるかが問題となります。

ご質問のような事案において、サイトやコンテンツの内容等に鑑み、送信行為が日本の公衆に向けたものであり、日本と密接な関連性があると認められる場合など、「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得ると考えられます。

ページURL

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/faq.html>

国外犯処罰に係る諸外国調査（概要）

1. 調査内容

対象国におけるインターネットを利用して行われる国境を超えた著作権侵害に関する著作権法の適用範囲についての調査（委託事業）

2. 調査対象国

米国、英国、韓国、中国、フランス、ドイツ

3. 調査結果のポイント

- ・ 上記調査対象国において、国外における著作権侵害に対する当該国の著作権法（刑事罰含む）適用に関する規定を設けている国はない
- ・ 各国ともおおむね著作権侵害行為の一部が国内で発生したといえる場合（国内の公衆を対象としているなど）に侵害にあたるとして、刑事罰が適用される傾向

著作権侵害（海賊版等）の国外犯処罰に関する諸外国の考え方

国外における著作権侵害に対する当該国の著作権法（刑事罰含む）適用に関する規定を設けている国はない（2023年11月現在）。

← 属地主義 ← 属地主義の範囲外 →			
	国内で発生	国外で発生and 侵害行為の一部が国内で発生したといえる	国外で発生and 侵害行為の一部が国内で発生したといえない
日本	著作権侵害に該当	「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法が適用され、刑事処罰をし得る	当該国の著作権法の適用なし
米国		少なくとも一つの侵害行為が米国内で完結している場合、米国著作権法が適用されたとした判例あり	
英国		何らかの形で英国に関連（英国内の公衆を対象）している場合、英国著作権法が適用される	
韓国		侵害行為の一部の構成要素（例：アップロード、ダウンロードいずれか）が国内で発生した場合、韓国著作権法が適用される	
中国		侵害行為や侵害結果の一部のみ中国で発生した場合に中国著作権法が適用される。著作権侵害に該当すると認定した裁判例は僅少	
フランス		著作権侵害の構成要素の1つが国内で発生した場合、フランス著作権法が適用される（ウェブサイトがフランス国民を対象としているかなどから判断）	
ドイツ		属地主義が厳格に適用される傾向あり （ドイツ国民を対象としている場合にドイツ著作権法が適用されるか不明）	